

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく
安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件の
一部を改正する告示のご案内

2024年3月11日

記

1. 住宅局建築指導課からの概要（部分掲載）

令和5年12月 住宅局建築指導課 住宅局参事官（建築企画担当）付 発出から下記 URL を参照

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000264730>

【概要】

避雷設備告示において、避雷設備の構造方法は、JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護システムに適合する構造とする規定を廃止し（これに伴い、附則で JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護システムに適合するものとみなしている JIS A4201-1992 に適合する構造の避雷設備については、避雷設備告示で定める避雷設備の構造方法に適合しないこととなる。）、JIS Z9290-3-2019 に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする改正を行う。

2. 建築基準法施行令 避雷設備

告示は、2024（令和6）年3月8日の発行された「官報」に掲載。下記 URL を参照

<https://kanpou.npb.go.jp/20240308/20240308h01177/20240308h011770009f.html>

3. 官報の詳細（文字化）

国土交通省告示第百五十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の十五第一号の規定に基づき、雷撃によって生じる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月八日

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

次のようにより、改正前欄に掲げる既定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄にかかげる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
雷撃によって生じる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中にながすことができる避雷設備の方法は、 <u>日本産業規格 Z 九二九〇（雷保護）一三一二〇一九</u> に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。	雷撃によって生じる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中にながすことができる避雷設備の方法は、 <u>日本産業規格 A 四二〇一（建築物の雷保護）一二〇〇三</u> に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までにその工事に着手する建築物の避雷設備については、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百二十五号に規定する構造方法によらないで、この告示による改正前の平成十二年建設省告示第千四百二十五号に規定する構造方法によることができる。

(2) 経過措置の解説

年	2024 (令和6年)				2025 (令和7年)				2026 (令和8年)			
期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
月	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12
event	告示 3/8				経過措置 1年間 2025 (令和7) 年4月着工から 2026 (令和8) 年3月末までの 物件の扱い				2026 (令和8) 年4月 施行 JIS Z 9290-3-2019 に一本化			
運用	JIS A 4201 : 2003で設計し確認申請を提出済みで、この期間に確認申請済証が下りている条件の建物は2025 (令和7) 年4月1日から2026 (令和8年) 3月31日の期間に着工が可能。ただし、2026 (令和8) 年4月1日以降は着工できない				JIS A 4201 : 2003で設計し確認申請の提出で確認申請済証が下りている物件はいつでも着工する事ができる				←2026 (令和8) 年4月1日以降は JIS A 4201 : 2003で設計した確認申請物件の着工は認められない			
申請	2025 (令和7) 年4月1日からの申請はJIS Z 9290-3-2019での申請のみ				JIS Z 9290-3-2019 で設計し確認申請可能				2026 (令和8) 年4月以降 に着工する建物は JIS Z 9290-3-2019よること			

※この間 JIS A 4201-1992, JIS A 4201:2003, JIS Z 9290-3-2019 にて設計が可能になる期間。ただし JIS A 4201:2003, による着工物件は設計の建築確認済証がこの期間に下りていること (建築着工を意識した対応によること)。一般に、確認審査機関は概ね 35 日としている。そのため 2025 (令和7) 年末頃までに、確認申請の提出があることが必須か？

4. JIS Z 9290-3:2019 の入手

JIS Z 9290-3:2019

雷保護—第 3 部：建築物等への物的損傷及び人命の危険

Protection against lightning -- Part 3: Physical damage to structures and life hazard

は、下記の URL を参照してください。

https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index/?bunsho_id=JIS+Z+9290-3%3A2019

以上